

駐車禁止除外指定車について ご理解をお願いします



訪問診療、訪問介護等に使用する車両が、訪問先に駐車場が無い
ために駐車禁止エリアに駐車せざるを得ない場合、状況によって警察
署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

* 標章（許可書）に関しては、車両の全面ガラスの外部から見やす
い場所に置くこと、車両から離れる場合は連絡先・用務先を記載した
用紙も置いておくこととなっております

神奈川県 在宅療養助け愛プロジェクト委員会は、この制度
【駐車禁止除外指定車】を広く知って頂き、許可書を提示している車
両についてのご理解を皆様知って頂くPR活動しております。

今後、超高齢社会をむかえるにあたり、地域の皆様が笑顔で過ごせ
る社会を応援していきたいと考えております。



公益社団法人 神奈川県
在宅療養助け愛プロジェクト委員会

法人会の理念

[公益社団法人 神奈川県 \(zenkokuhojinkai.or.jp\)](http://zenkokuhojinkai.or.jp)

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である。

めざします 企業の繁栄と社会への貢献